

2026年4月16日

総務大臣 林 芳正 様

カナリア・ネットワーク全国

共同代表 青山和子

共同代表 深谷桂子

### 化学物質過敏症患者等の参政権の確保を求める要望書

貴省におかれましては、日頃より、国家の基本的な行政施策にご尽力いただき、有り難く存じます。

私共は、日用品に含まれる香料や消臭抗菌成分等の化学物質による健康被害（香害）を受けている当事者を中心にして、2021年に発足した団体、カナリア・ネットワーク全国と申します。（2026年4月現在、会員数約1050人）。被害実態を世に広め、被害者と支援者のネットワークを作り、被害者が置かれている様々な人権侵害の現状について解決を求めて行くことを目的としております。

化学物質過敏症患者等は、障害者差別解消法における合理的配慮の対象となり得ることが、2017年の国会答弁により示されています。ところが、内閣府ホームページやリーフレットには記載がなく、周知が行き届いておりません。事業者のみならず地方行政の職員ですら、認識がない事例が散見されます。

日常生活において、必要な場面で合理的配慮が提供されにくいだけでなく、選挙の投票に際し、参政権が確保されていないという実情があります。

多くの人が集まる投票所には、人々から由来する香料や抗菌成分などが空気中を漂っており、投票所の内装や備品等にも付着しています。化学物質過敏症患者や香害被害者（喘息・アトピー性皮膚炎・片頭痛患者、感覚過敏者、抗がん剤治療者、妊婦等）は、体調不良を招くことになる、投票所の空気中の化学物質がバリアとなり、投票所内に入ることが難しくなります。

とくに、化学物質過敏症患者は外出自体が困難な場合が多いのですが、当会員からは「無理して投票所に出かけたが、中の空気に反応し、意識が朦朧として候補者名を書けなかった」「具合が悪くなるのがわかるので、投票所に行くことを諦めざるをえなかった」という声が届いています。

障害者基本法第二十八条には「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。」とあります。化学物質過敏症患者等の参政権を確保するためには、公職選挙法の改訂、ならびに香料等の化学物質の少ない空気環境にできるよう、投票所の環境整備と合理的配慮の提供が求められていると考えます。

つきましては、下記のような対応策にお取り組みいただきたく、要望書を提出する次第です。お忙しいなか恐縮ですが、5月15日までにご回答を頂きたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、ご回答は当会内外で共有させていただきますこと、ご了承願います。

## 記

### 1. 化学物質過敏症患者等が投票できるように、公職選挙法を改訂し、対応策を施してください。

\*具体的には、投票所に入ることができない選挙人のために、「各投票所の隣接地に屋外投票所を併設すること」(同法第四十一条関連)、「代理投票を可能にすること」(第四十八条関連)、自宅療養中で外出困難な選挙人のために、「郵便による投票を可能にすること」(第四十九条関連)などの改訂をしてください。

### 2 投票所内の空気中の化学物質の低減に取り組んでください。

\*具体的には、貴省作成の「障害のある方に対する投票所での対応例について」12ページ「設備等」に、「投票所の空気環境を清浄に保つこと」を加筆し、投票所の換気の励行、空気清浄機の設置、芳香剤の撤去、投票所関係者の無香料化、来場者への無香料化の呼びかけなどの対応を例示してください。

### 3 化学物質過敏症患者等の投票に際して、自治体が行なっている合理的配慮の事例を集め、貴省作成の「障害のある方に対する投票所での対応例について」に加筆し、全国の自治体に周知してください。

\*合理的配慮の提供方法として、「事前に当事者が自治体担当職員に連絡を取り、日時を定め、自治体庁舎内の期日前投票所に隣接する屋外で、担当職員の立会いの下、投票をした」という事例を聞いています。

以上

<連絡先：カナリア・ネットワーク全国>

<https://canary-network.org/member/contact/>

